

長与町教育委員会傍聴上の留意事項

長与町教育委員会は、長与町教育委員会会議規則及び長与町教育委員会傍聴人規則の定めるところにより公開します。

会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よく読んでください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、次のいずれかに該当する議題で、出席委員の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した議題は、非公開となります。

- (1) 人事に関する事。
- (2) 争訟に関する事。
- (3) 個人及び団体の顕彰に関する事。
- (4) 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、準備の都合上、会議開催日前日までに教育総務課へご連絡ください。
- (2) 会議室のスペースの制約上、傍聴人数は3人までとします。人数が多い場合は、先着順とします。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができます。
- (3) 会議開催前に自己の住所、氏名、職業等を所定の会議傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に着席ください。

3 次のいずれかに該当する場合は傍聴することができません。

- (1) めいていしていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育長において傍聴を不相当と認める者

4 傍聴される方は次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をなすこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子を着用すること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

5 その他

新型コロナウイルス感染防止対策のため、手指消毒、マスク着用、咳エチケットをお守りいただき、発熱があるなど体調が優れない場合は、傍聴をご遠慮くださいますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言発令中は傍聴を制限することがあります。

このページに関するお問い合わせは

長与町教育委員会 教育総務課

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

電話番号：095-883-1111

Fax：095-883-7151